

しぶかわし

農業委員会だより

vol. 12

平成25年12月号

発行／渋川市農業委員会 〒377-8501 渋川市石原80番地(市役所第二庁舎)
TEL 0279-22-2920 FAX 0279-22-2132



こんにちは!
がんばってます!



楽しむ農業を 田中 力さん(北橘町分郷八崎)

私は農業高校を卒業しましたが、父は会社勤めでした。会社に勤めることも考えましたが、祖父母が当時盛んだった養蚕をしていて大変そうだったので、その手伝いをしていくうちに、いつのまにか農業の魅力にはまってしまうました。

現在は、稲作ときゅうり栽培を主にしています。最近は天候不順が続き、なかなか思うようにはいきませんが、それでも夫婦で子ども3人を立派に育てることができました。農業で生活していくのは大変です。特に自分達の子どもの育つまでは気の抜けない生活状態でした。迷いながらもがむしゃらに農業でがんばってきました。

今、子ども達が手を離れ、ふっと肩の力が抜けてみると、もっと農業を楽しめないだろうかと思うようになりました。

今年には家族経営協定も結びました。夫婦でお互い助け合いながら、肩の力を抜いて「楽しむ農業」を目指して、長く続けられるようがんばりたいと思っています。

農業委員の声



TPP交渉の行方

農業委員会長

新井 正喜 (赤城)

国論を二分したTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加問題は、安倍首相の決断で七月から日本も参加し、現在関係国との協議が行われています。TPPの目的は、環太平洋地域の国々がすべての貿易の関税をゼロにし、自由で開かれた貿易と投資の実現を目指した参加国間のルール作りです。交渉は二十一分野、九千品目にも及ぶ膨大な内容で参加国の利害や思惑が複雑に絡み合う大変な作業です。特に農林水産業については各国の土地条件や気象、経営規模、栽培品目、安全基準などが異なります。単純に規模

拡大、大量生産、コスト削減による競争力の強化といった手法は、なじみません。交渉参加に際し、米、麦、乳製品、牛豚肉、甘味資源作物の五項目は重要農産物で「聖域」と位置づけ関税撤廃から除外すると公約しての参加でした。最近の報道では、五項目を五八六の品目に細かく分類し、加工品など二二三品目は、関税撤廃を検討する交渉へと大きく変節しています。交渉過程の情報が全く公開されず、農業関係者はただ固唾を飲んで交渉の行方を見守っている状態です。重要五項目は、日本農業を支える根幹です。農業就業者の高齢化や遊休農地の増加といった状況下、日本農業の将来を見据えた責任ある交渉を希望します。

新農業委員紹介

北群 渋川 農業協同組合推薦の農業委員が平成25年5月からかわりました。

山本 稔 委員 (渋川)

担当地区 八木原

退任者

石井 彦十郎 氏 (渋川)

担当地区 八木原

利用権が毎月設定できます。平成26年1月から

渋川市農業委員会では、今まで、農用地の利用権設定（賃貸借、使用貸借等）の始期を4月1日と11月1日の年2回にすることをしていたのですが、制度利用者の利便性を向上させるため、平成26年1月から毎月1日に利用権の始期を設定できるように変更しました。利用権を設定する場合は、設定する利用権始期（毎月1日）の3カ月前の月末までに農業委員会事務局、各総合支所経済建設課窓口で手続きしてください。

利用権設定の利点

利用権設定期間が満了すると、確実に貸し主の元に農用地が返還されます。離作料を払う必要はありません。また、再度、利用権を設定することで、継続して貸すこともできます。

農地を相続したときは届出が必要です。

平成21年12月に農地法が改正され、農地を相続した時などの届出が義務付けられました。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

※ 会社にお勤めの方が相続したときも届出をお願いします。

どんな時に必要？

相続（遺産分割または包括遺贈、相続人への特定遺贈を含む）等で所有権などの権利を取得した時です。

届出用紙はどこにあるの？

農業委員会事務局、各総合支所経済建設課窓口の他、農業委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

届出の時期はいつ？

相続登記が終わってから届け出をお願いします。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎ 22 - 2920

家族経営協定を結びましょう

家族農業経営をより良いものにするために

～6組の農家が家族経営協定を結びました～

家族経営協定合同調印式が、平成25年8月20日に市役所第二庁舎で行われました。今回は、6組の方が結ばれました。下欄の皆さんが調印を行い、家族内の取り決めについて確認の文書を取り交わしました。これにより市内の締結農家は231組となりました。



調印の様子



調印式に参加された皆さん

今回協定を締結した農家の皆さん

- ◆ 杉田光彦さん・紀子さん (半田)
- ◆ 飯塚公知さん・歩さん (川島)
- ◆ 斉藤實さん・美保さん (中郷)
- ◆ 三富一夫さん・健司さん (赤城町津久田)
- ◆ 石田恵治さん・一成さん (赤城町長井小川田)
- ◆ 田中力さん・聖子さん (北橋町分郷八崎)

家族経営協定とは？

家族ひとり一人がお互いに個性と能力を認め合い、やりがいを持って働けて、また、次の世代にスムーズに引き継いでいくためでもある家族内での取り決めです。

取り決めの内容や様式は、決められていません。経営計画、家族(夫と妻、親と子など)内での役割分担や就業条件、収益の配分、将来の経営移譲、老後の生活設計などを話し合い、必要なことから決め、作成後に見直しもできます。

認定農業者になった人や農業者年金に加入した人が家族経営協定を締結すると、より多くの支援が国から受けられる場合があります。

詳しいお問い合わせは、地区の農業委員または農業委員会事務局(☎2920)、渋川地区農業指導センター(☎1321)へ。

市長へ要望しました。

―農業施策に関する建議書―

農業委員会は平成25年10月17日に市長へ建議書を提出しました。

この建議書は、農業者の意見や要望を基に委員会で整理したものを総会で議決され決定したものです。

この建議書は、新年度の予算編成にあたり、農業施策において積極的な措置を講じられ、農政に反映されるよう要望しました。その主な内容は次のとおりです。(全文については農業委員会へお問い合わせください)

1. 国・県への要請について

(1) 原発事故

- 1) 出荷停止に伴う農畜産物に対する十分な補償を行うこと。
- 2) 風評被害により買い控えがあった農畜産物についても十分な補償及び消費PRを行うこと。
- 3) 風評被害を招かないよう適正な公表を行うこと。

4) 環境放射能測定は、県内地域

を細分化のうえ綿密に行い、一律の出荷停止とならないよう的確な調査の対応を行うこと。

5) 風評被害を含み被災地の農業復旧が進展するよう制度融資の対応を行うこと。

6) 農業者に対する東京電力福島第一原子力発電所の損害賠償に

あたっては、風評被害もあわせ、その迅速化を図るとともに手続きの更なる簡素化と申請方法について分かりやすい説明を東京電力に行わせること。

(2) 農畜産物

1) 関税撤廃の例外措置を認めないTTP（環太平洋連携協定）交渉による、農畜産物への影響を最小限にとどめること。

2) 米麦、特産品「こんにゃく（芋・精粉・荒粉含む）」等の関税率の現状維持の特例が、EPA（経済連携協定）、FTA（自

由貿易協定）等でも認められるようにされたい。

3) 輸入飼料の価格安定対策について、バイオ燃料増産等の影響により、輸入トウモロコシ等の飼料用作物が高騰し、畜産農家は大打撃を受けていることから、価格安定対策の一層の強化を図られたい。

(3) 経営所得安定対策

中小規模農家まで対象を拡大し、生産コストに見合う価格保障と所得補償となるよう、過去実績による固定払い方式を見直しするなど、現場の声を反映し、より良い制度にされたい。

(4) 農地・水保全管理支払交付金

申請・報告手続と確認事務の簡素化と現在交付金の対象外となっている非農用地区域（白地）を対象に含めるよう国へ要請されたい。

また、交付金が口座に入るまで

立て替えとなつているため、前金払い制度を要望したい。

(5) 農業用水確保のための環境整備

水源地及びその周辺等への外国人国籍による所有権移転により農業用水の枯渇が起きないようにあらかじめ秩序ある制度の構築を国へ要請されたい。

(6) 農業振興地域の農用地区域除外申請から許可手続きまでの迅速化と権限委譲の促進

除外申請を出してから変更容認まで、早くても1年かかり、申請人の転用計画に支障がでている。これを迅速に行うことにより、地域経済の活性化に繋がることからも県同意・用途変更協議の権限委譲の促進を要請されたい。

(7) 総務省による農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視調査結果に基づく勧告

平成25年4月12日に食料の安定



建議書を新井会長(左)から阿久津市長へ手渡した

**農地の貸し借りは
農業委員会の許可
が必要です！**



10. 農地情報の整備・強化について
 9. 食育の推進について
 8. 有害鳥獣対策について
 7. 農業生産基盤の整備・維持管理について
 6. 担い手対策について
 5. 遊休農地対策の推進について
 4. 農業委員会組織の活動に対する支援について
 3. 農業用水の汚染防止対策について
 2. 地域農産物・特産物を活用した農業の活性化の推進について
 1. 農業用水の汚染防止対策について
- 供給を確保するための農地保全及び有効利用に伴う農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の改善勧告が国（農林水産省）、県、市町村、農業委員会等にされたところであるが、その改善に向けた活動予算の確保、職員の増員など事務局体制の強化、交付税の増加配分処置等が実感できるように要請されたい。

ヘアリーベッチはいかがでしょうか

雑草対策と遊休農地対策

農業委員会では、遊休農地対策として、現在市内6か所の展示圃場にヘアリーベッチの種を播きました。ヘアリーベッチは、マメ科の1年草です。カラスノエンドウに似ていて、マット状に地面を覆いながら生長し、総延長は5m以上になることもあります。特徴は、マメ科なので、根粒菌が

（詳しくは農業委員会事務局へ）

ヘアリーベッチの花



10月～6月 青々として飛砂を防止



7月～8月 敷藁状になり雑草を抑制

経営と老後の生活をがっちりサポート

新農業者年金に加入しましょう!!

新しい農業者年金制度は安心して頼れる魅力ある制度になりました

- ◆メリット1 農地を持たない農業者や家族農業従事者も加入できます（国民年金第1号被保険者）
- ◆メリット2 少子高齢化時代に強い年金…積立方式で安定した財政運営を行います
- ◆メリット3 保険料の額は自由に決められます（月額2万円から6万7千円まで千円単位）
- ◆メリット4 80歳までの保証が付いた終身年金です
- ◆メリット5 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
- ◆メリット6 農業の担い手（認定農業者等）には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

詳しくは、地区の農業委員、または農業委員会事務局へ

農政の動きを知り
経営に役立てる



毎週金曜日発刊

購読料月額600円(税込)

お申し込みは地区の農業委員へ

活動方針

経済の国際化が一層進展する中、経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)が、世界貿易機関(WTO)を補完するものとして締結数が増加しています。

一方、例外を認めず全品目の関税を撤廃する(8割を即時撤廃、その他の品目でも原則10年以内で段階に撤廃)包括的な協定、環太平洋戦略的連携協定(TPP)に対し、国は交渉への参加検討を表明して「包括的経済連携に関する基本方針」を決定し、情報収集のため関係国との協議を開始しました。

また、平成22年3月に閣議決定された食糧・農業・農村基本計画では、国家戦略の下、「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を新たに掲げました。

こうした環境の中で、本市の農業情勢は担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大、長引く農畜産物価格の低迷など厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、農業委員会では、かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「行政と農業者のかけ橋」の理念のもと、地域農業者の代表機関として、農業の進展に努めました。



農業振興対策

①農地流動化地域総合推進事業

農地の流動化関連事業を効率的、効果的に実施するため、農用地の利用調整活動を行いました。農用地利用調整(1年間)の結果は、以下のとおりです。

平成24年度合計面積 1,952,843.44m²(合計筆数1565筆)			
・ 3年未満	新規	16,378.00m ²	再設定 11,625.00m ²
・ 3年以上6年未満	新規	60,309.71m ²	再設定 703,118.67m ²
・ 6年以上10年未満	新規	188,282.00m ²	再設定 627,625.53m ²
・ 10年以上	新規	187,373.24m ²	再設定 158,131.29m ²
※平成24年度末現在の利用集積合計面積 793.6ha(筆数 6,491 筆)			

②耕作放棄地解消対策事業

国の策定した耕作放棄地解消支援ガイドラインの解消計画にあたっては、関係機関と連携を図りながら耕作放棄地解消の取り組みに努めるとともに、農業委員会が従来から取り組んできた各地域の実態に応じた遊休農地の利用増進に効果のある、緑肥作物「ヘアリーベッチ」の積極的な推進に努めました。

平成24年度解消面積	
・ 平成24年度	21,543m ² (うち助成金面積 4,078m ²)
※平成18年度から平成24年度までの解消面積 240,197m ²	



担い手育成支援

③農地流動化地域総合推進事業

農業経営の改善と発展に繋げるために家族経営協定の締結を積極的に推進して、家族経営協定締結者による合同調印式を実施しました。

平成24年度締結 8経営
 内訳:子持…1経営 赤城…3経営 北橘…4経営 ※平成24年度末の締結総数 225経営

農地転用・無断転用

農地法が平成21年12月15日から改正されたことに伴い、許可等の業務が質量とも増大するため、農地制度の実務にあたっては、適正かつ円滑に行われるように努めました。

毎月の申請受付及び転用許可済地の適正な進捗状況確認と現地調査に合わせた農地パトロールによって適正な農地管理の指導を行いました。

農地事務

農地法に基づく農地事務について、優良農地の確保と有効利用が図られるよう適正かつ厳格な処理に努め、広報紙等を通じて農地制度の周知徹底を行い違反転用防止を図るとともに、農地法許可後の利用状況調査等によって適正な農地行政に努めた。

・農地法第3条許可	76件	223,506.94m ²
・農地法第4条許可	36件	35,877.99m ²
・農地法第5条許可	177件	108,830.95m ²
・農地法第18条第6項	92件	204,693.30m ²
・合意解約通知書	34件	69,509.25m ²
・許可後の利用状況調査	84件	45,947.46m ²
・未着工者へ通知発送	18件	4,825.16m ²



人・農地プランづくり

お問い合わせ先:農林課(☎2593)



「人・農地プラン」作成目的

- 中心を担う経営体への農地の集積
- 後継者不足の解消
- 地域農業のあり方の明確化

※プランによって位置づけられた経営体(農業者)が、プランの内容を実行する際には、一定の条件のもとで国からの支援を受けられます。

主な支援内容(詳細は農林課へお問い合わせください)

- 農地の受け手は規模拡大交付金を受けられます。 ○農地の出し手は農地集積協力金を受けられます。
- 最大5年間、青年就農給付金を受けられます(新規就農者への支援)。
- スーパーJ資金が5年間(当初)無利子化されます(認定農業者への支援)。

「人・農地プラン」作成方法

市内の農業関係団体の代表者からなる「人・農地プラン」検討会が審査し、最終的に市が決定します。なお、「人・農地プラン」は、状況に応じて随時変更できます。

農作業委託の参考にしてください。

平成26年度農作業労賃標準額

【標準額利用上の注意】 ※必ずお読み下さい。

1. 下記標準額は、土地改良事業等によるほ場整備地の場合とする。その他は、ほ場条件、作業の難易度によって割増しする。
2. 面積計算は、土地登記簿上の面積または換地面積とする。
3. 料金支払いは、作業終了後1ヵ月以内に現金で支払う。
4. 作業名「農作業全般（草刈り）」については、機械燃料、除草剤等は、実費扱いとする。
5. 組織が実施する農作業の場合は、各組織で決定した金額を優先する。

※これは標準額ですので、作業内容や耕地の状況等考慮のうえ、当事者間で協議確認のうえ決定してください。

※詳しくは農業委員会事務局（☎2920）へ。

1. 臨時雇用賃金

作 業 名	単 位	標 準 額	付 記
農作業全般 (田植え・稲刈り・麦刈り・こんにゃく、野菜等植付け・収穫・草刈り)	1時間当たり	710円から	労働条件により異なります。

2. 農作業請負料金

作 業 名	単 位	標 準 額	付 記
代 か き	10a当たり	10,000円	整地作業は別料金
畦 畔 塗 り	1m当たり	80円	
機 械 田 植 え	10a当たり	9,000円	植付のみ
育 苗 代	1箱当たり	770円	中苗（芽出しは441円）
刈り取り（水稲）	10a当たり	18,000円	結束・倒伏は割増し（コンバイン）
〃（麦）	〃	18,000円	〃
〃（大豆）	〃	15,000円	〃
乾 燥（水稲）	60kg当たり	1,000円	
もみすり調整（水稲）	〃	1,000円	
乾 燥・調 整（麦）	〃	1,500円	
麦 ま き 一 式	10a当たり	18,000円	種子、肥料代は別（耕耘、施肥、播種、整地、鎮圧）
ロータリー（耕耘）	〃	8,500円	1回（すき込み割増）
プラウ（すき耕）	〃	8,500円	
桑 抜 根	〃	35,000円	抜根のみ※抜根処理すると185,000円 (運搬距離・処理量により異なります)
サ ブ ソ イ ラ ー	〃	8,500円	クロスかけ（ピッチ幅70cm×深さ50cm）
遊 休 農 地 管 理	〃	30,000円	耕耘、草刈、畦畔等管理（年3回）
運搬費（もみ・玄米）	1回	2,500円	軽トラック
緑肥チップ（シュレッダー）	10a当たり	6,000円	
コンバイン回送	1回	3,150円	

編集後記

平成25年3月4日から改選された農業委員会が発足しました。「農業委員会だより」に多少の変化ができるよう、広報委員9人で頑張りました。読者の皆さんの感想は？